

知ろう 若者の労働実態

岐阜で考える集い

「いま青年労働者はどのような状況におかれているのか」。岐阜市で16日、岐阜・九条の会が「サロン

9条例会」で、岐阜県労働組合総連合（県労連）の平野竜也事務局長を招いて青年労働者の実態を真剣に考えるつどいを開き、19人が参加しました。

平野氏は、労働相談が年

間3600件（1日1件ペース）にものぼり、パワハラ、いじめの相談が急増していると指摘し、県労働局の資料も示しながら、10代から30代の若者の相談事例を紹介しました。

17歳の少年は、アルバイトで週末3日間働き、月2万2千円しかもらえず、学校の先生に相談したら「社会に出れば当たり前」といわれ、悩んだ末に組合に相談。労基署の指導で会社に

「我々は無力じゃない」



最低賃金違反を認めさせ、不足分の給料が支払われませんでした。

30代の若者は、飲食店で長時間労働。身体がもたないで退職を申し入れるとボーナス10万円を支給。ところが、給料からボーナス分が差し引かれ、「給料の前払い」との説明に納得いかないと組合に相談しました。上司のセクハラや男女差別などの深刻な事例も紹介されました。

深刻な青年労働者の相談事例を報告する平野事務局長（左から2人目） 16日、岐阜市

平野氏は、「組合に入りたくない」「裁判争いはしたくない」と思う青年は多いが、「決してあきらめたわけではない。しっかり考えている」と指摘。「労働組合運動はたまたかにより法律を改定させてきた歴史があり、憲法にも国民の不断の努力で築いていかなければならないとされており、あきらめずに、希望をもって前に進んでいこう」と訴えました。

参加した女性は「われわれは無力だが無力ではない。声を上げていくことが大切だ」と語りました。